

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都景観審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都景観条例第35条
設置年月日	平成10年2月2日
機関の目的 ・所掌内容	景観条例に定められた事項及び知事が諮問する良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する
委員数	16人 (うち、女性委員数 6人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。 公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	審議の内容に個人情報等が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。
備考	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku/keikan/index.html
HPのURL	
問い合わせ先	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 電話番号：03-5388-3265 FAX番号：03-5388-1351